

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行っております。

(1)基本診療料の施設基準

【夜間・早朝等加算】

※平日の午後6時以降および土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数	窓口負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
50点	50円	100円	150円

【電子的診療情報連携体制整備加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療DXにかかる取り組みを実施、また電子処方箋を発行する体制を有しています。これらにより質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

(2)特掲診療料の施設基準

【外来在宅ベースアップ評価料】

医療従事者の労働環境改善、優秀な人材育成により質の高い医療の提供を目的とした国の取り組みの一つとして導入された項目であり、患者さんから徴収させていただきます。

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料	
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料1	200点
再診料	76点		
電子的診療情報連携体制整備加算		外来・在宅ベースアップ評価料(I)	
	初診4点,再診2点		初診23点,再診6点
外来・在宅物価対応料	2点		

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名：松本容子

眼科診療経験：平成6年から眼科診療

【地域支援・外来医薬品供給対応体制加算】【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給が不安定な状況踏まえ、一般名処方(主にジェネリック医薬品の処方)をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者さまに適切に医薬品を提供します。ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。